

提言：社会福祉協議会のあり方について

I 提言の背景・趣旨

近年、人口減少と少子高齢化、毎年のように起きる自然災害、さらには新型コロナウイルス感染症拡大による経済的な影響や自粛生活などによって、町民が安心して暮らせる環境がおびやかされています。

そのなかで、社会福祉協議会は、「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」をめざして、町や関係機関と連携しながら地域福祉の推進にあたってきましたが、人口減少・少子高齢化による地域の福祉力が低下し、ますますその重要性が高まっています。

ところが、西川町社会福祉協議会は職員数や財源が乏しく、住民や地域が求める福祉業務を十分に担うことができないのが現状です。

地域福祉の充実やボランティア活動の支援強化、災害時のボランティアや災害物資の受け入れや活動支援の充実が急務であると考え、次の提言をします。

II 提言内容

1. 社会福祉協議会の組織強化

- (1) 町民の全世代が求めるきめ細かな福祉業務が計画的に実施できる職員数を確保すべきである。
- (2) 福祉分野は業務内容が広くそして専門的であるので、専門職の職員（社会福祉士等）を配置すべきである。
- (3) 行政から指示された業務だけでなく、町民福祉の充実を図る事業を実施すべきである。
- (4) 町民が納めている会費の確保とその有効活用に努めるべきである。社会福祉協議会は行政ができない分野を担っているのだから、町は補助金などの支援を強化し、財源の充実に努めるべきである。
- (5) 近年頻繁に発生している災害に対し、対応できる組織体制や訓練に努めるべきである。
- (6) 社会福祉協議会の活動を充実させ、体制を抜本的に強化するために全世代からなる検討委員会を設置すべきである。

2. 老人福祉センターの充実

- (1) 温泉を活用し多くの町民が集え、老若男女問わず気軽に利用できる施設にすべきである。
- (2) 老人福祉としてだけでなく、生活相談、ボランティア育成、災害対応など社会福祉全体の中心施設となるよう改善すべきである。
- (3) 独自財源の確保や補助金を含め、財源の充実に努めるべきである。町民が納めている会費の確保とその有効活用に努めるべきである。
- (4) 老人福祉センターは正式名称であるが、町民の身近な施設となるよう親しめる愛称を用いるべきである。